

## 下級裁判所裁判官指名諮問委員会名古屋地域委員会第23回議事概要

(名古屋地域委員会庶務)

### 第1 日時

平成23年9月16日(金) 午前10時00分から午前10時50分まで

### 第2 場所

名古屋高等裁判所中会議室

### 第3 出席者

(委員長) 片山俊雄(裁)

(委員) 神谷 達(学), 酒井邦彦(検), 松浦好治(学),

村上文男(弁)

(庶務) 廣瀬史朗名古屋高裁総務課長, 畦地由紀名古屋高裁総務課課長補佐

(説明者) 村田斉志名古屋高裁事務局長

### 第4 議題

- 1 平成24年2月から9月までの再任(判事任命)候補者に係る情報収集について
- 2 その他

### 第5 議事(進行)

#### 1 指名諮問委員会における審議結果等の説明

- (1) 庶務から, 平成23年7月8日の下級裁判所裁判官指名諮問委員会(以下「指名諮問委員会」という。)における判事補から判事への任命候補者, 判事の再任候補者及び弁護士任官候補者の審議結果が説明された。
- (2) 庶務から, 平成23年9月1日の指名諮問委員会の協議の概要及び当地域委員会に対する今回の依頼内容等につき, 説明がなされた。

#### 2 審議資料の説明

庶務から, 配布資料(本日の審議資料)等について説明がなされた。

### 3 平成24年2月から9月までの再任（判事任命）候補者に係る情報収集について

#### (1) 情報収集の在り方について

9月7日付け下級裁判所裁判官指名諮問委員会委員長通知「裁判官指名候補者に係る名簿等の送付について」別紙第2記載のとおり、候補者の所属する裁判所に対応する検察庁及び弁護士会に名簿を提供して、所属する検察官又は弁護士が指名候補者の指名の適否に関する情報を有する場合には、地域委員会において直接情報を受け付ける旨の周知を依頼する、従前の方法で行うこととされた。

情報受付期間は、10月28日（金）までの約1か月とされた。

また、弁護士会に対しては、候補者の所属する裁判所に対応するか否かを問わず、全ての弁護士会に対し、同通知別紙第3の趣旨に留意するよう依頼する文書を送付することとされた。具体的には、候補者の所属する裁判所に対応する弁護士会に対しては、名簿を提供する際に送付する周知依頼文書に同通知別紙第3の趣旨を記載することとし、それ以外の弁護士会に対しては、同通知別紙第3の趣旨について留意するよう依頼する文書を送付することとされた。

#### (2) 周知依頼等文書について

候補者の所属する裁判所に対応する検察庁、弁護士会に対しては、別紙第1のとおり文面とすることと承された。

それ以外の弁護士会に対しては、別紙第2のとおり文面とすることと承された。

### 4 その他

#### 次回地域委員会の予定等について

次回の地域委員会について、11月10日（木）午前10時00分に開催することを確認した。また、その後の地域委員会の日程として、平成24年3月8日（木）の午前10時00分を予定することとした。

なお、情報収集の過程で問題等が生じた場合は、各委員に諮ることとするが、各委員に諮るまでの必要がないものについては、委員長に処理を一任することとされた。

以 上

(別紙第1)

平成23年9月 日

名古屋高等検察庁検事長 殿  
〇〇地方検察庁検事正 殿 《各別に宛先記載》  
〇〇弁護士会会長 殿 《各別に宛先記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

名古屋地域委員会地域委員長 片山俊雄

貴庁（貴会）に対応する裁判所所属の平成24年2月から9月の間の再任（判事任命）を希望する者（以下「指名候補者」という。）は、別添「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

ついては、貴庁（貴会）所属の検察官（弁護士）に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には、下記の方法により当委員会が受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。なお（また）、別添名簿につきましては、その情報管理に特段の配慮をされるよう、併せて周知していただきますようお願いいたします。

（※弁護士会宛のみ記載）

なお、これまでも指名候補者に関する情報収集に際しては、別紙1のとおりご配慮いただいておりますが、加えて、情報の弁護士会内における取扱いについて、別紙2のとおりのできまので、重ねて留意いただきますようお願い申し上げます。

## 記

### 1 情報の受付期間

平成23年10月28日（金）まで（ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付けます。）

### 2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報（情報の内容（情報の時期、情報取得の経緯、事実関係等）、その他情報提供者としての意見等の項目をあげて、できる限り日時と具体的状況に基づいて記載してください。）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各個人から直接、当委員会の庶務を担当する名古屋高等裁判所事務局総務課長に対し郵送（親展表示、「地域委員会関係」と朱書きしてください。）又は持参する方法によってください。

文書の宛先 名古屋地域委員会地域委員長

送付先 〒460-8503 名古屋市中区三の丸一丁目4番1号

名古屋高等裁判所事務局総務課長 あて

（注）封筒には「親展」の表示をしてください。

「地域委員会関係」と朱書きしてください。

提出方法等についてのお問合せは、当委員会庶務までお願いします。

電話番号(052)203-0174（ダイヤルイン）（総務課長 廣瀬）

(052)203-0176（ダイヤルイン）（総務課課長補佐 畦地）

(別紙1)

情報収集に関する留意事項について

貴弁護士会には、従前から、「裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと、弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当ではなく、各弁護士から直接地域委員会に情報を提供してもらいたい。特に段階評価式アンケートによる情報収集は相当ではない。」との指名諮問委員会の考え方をお伝えしているところですが、全国的には、依然として、弁護士会経由で地域委員会に情報が送付される例が見られますので、改めてこの旨を会員に周知していただくようお願いいたします。

おって、これまで弁護士会経由で送付された情報の中には、ファクシミリを利用して弁護士会に送付したと見られるものも散見されましたが、情報の管理やプライバシー保護の観点から、ファクシミリの使用は厳に慎むべきものと考えますので、念のため申し添えます。

(別紙2)

再任（判事任命）候補者情報の弁護士会内における取扱いに  
ついて

裁判所法40条1項の規定により指名することの適否について諮問がされた再任（判事任命）候補者に関しましては、その旨を貴会に通知し、情報を有する場合には受け付ける旨の周知の依頼を行っているところですが、今般、ある地域委員会において、ある弁護士から寄せられた情報の中に「同裁判官は、重点審議者となっていることも仄聞した。」との記載があり、この点について同地域委員会で審議された際に、ある委員から、各弁護士会同士の連携は極めて密接であり、ある候補者が重点審議者ではないかと推測されるような事情があれば、すぐに弁護士会間で問い合わせがある旨の発言があったことが明らかになりました。

弁護士会において、実際にこのような取扱いが図られているか否かは定かではありませんが、仮に上記のような発言が事実であるとすれば、このような取扱いは、弁護士会はもちろんのこと、各弁護士においても、どの裁判官が重点審議者になっているかを認識する必要は全くないにもかかわらず（むしろ、そのような認識を持つと、候補者の指名の適否に関する情報に一定のバイアスがかかるおそれがある。）、当該候補者が重点審議者となっている可能性があることを、幅広く流布させることにつながり、特に、その結果、当該候補者が現在所属する庁に対応する弁護士会にまで当該裁判官が重点審議者となっている可能性があることを知らせることになり、極めて大きな弊害を生むおそれがあると考えられます。

したがって、このような取扱いをすることは相当ではないと考えられますので、その旨ご理解いただきますよう、念のためお伝えするとともに、あたかも重点審議者を積極的に特定するための情報交換等については、弁護士会の活動としてはもとより、会員弁護士に対しても、そういった行為を控えるよう周知するなどしかるべくご配慮をよろしくお願いいたします。

(別紙第2)

平成23年9月 日

〇〇弁護士会会長 殿《各別に宛先記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

名古屋地域委員会地域委員長 片山俊雄

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、下級裁判所裁判官指名諮問委員会規則に基づく、裁判官等に関する情報の収集につき御協力いただきありがとうございます。

ところで、上記情報の取扱いについては、別紙1のとおり留意いただいているところですが、加えて、情報の弁護士会内における取扱いについて、別紙2のとおり  
の事情がありますので、重ねて留意いただきますようお願い申し上げます。

なお、現在、当地域委員会では、平成24年2月から9月までの再任（判事任命）を希望する者の情報を収集しているところですが、貴会には依頼する該当者が  
おりませんので、申し添えます。 敬 具



(別紙1)

情報収集に関する留意事項について

貴弁護士会には、従前から、「裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと、弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当ではなく、各弁護士から直接地域委員会に情報を提供してもらいたい。特に段階評価式アンケートによる情報収集は相当ではない。」との指名諮問委員会の考え方をお伝えしているところですが、全国的には、依然として、弁護士会経由で地域委員会に情報が送付される例が見られますので、改めてこの旨を会員に周知していただくようお願いいたします。

おって、これまで弁護士会経由で送付された情報の中には、ファクシミリを利用して弁護士会に送付したと見られるものも散見されましたが、情報の管理やプライバシー保護の観点から、ファクシミリの使用は厳に慎むべきものと考えますので、念のため申し添えます。

(別紙2)

再任（判事任命）候補者情報の弁護士会内における取扱いに  
ついて

裁判所法40条1項の規定により指名することの適否について諮問がされた再任（判事任命）候補者に関しましては、その旨を貴会に通知し、情報を有する場合には受け付ける旨の周知の依頼を行っているところですが、今般、ある地域委員会において、ある弁護士から寄せられた情報の中に「同裁判官は、重点審議者となっていることも仄聞した。」との記載があり、この点について同地域委員会で審議された際に、ある委員から、各弁護士会同士の連携は極めて密接であり、ある候補者が重点審議者ではないかと推測されるような事情があれば、すぐに弁護士会間で問い合わせがある旨の発言があったことが明らかになりました。

弁護士会において、実際にこのような取扱いが図られているか否かは定かではありませんが、仮に上記のような発言が事実であるとすれば、このような取扱いは、弁護士会はもちろんのこと、各弁護士においても、どの裁判官が重点審議者になっているかを認識する必要は全くないにもかかわらず（むしろ、そのような認識を持つと、候補者の指名の適否に関する情報に一定のバイアスがかかるおそれがある。）、当該候補者が重点審議者となっている可能性があることを、幅広く流布させることにつながり、特に、その結果、当該候補者が現在所属する庁に対応する弁護士会にまで当該裁判官が重点審議者となっている可能性があることを知らせることになり、極めて大きな弊害を生むおそれがあると考えられます。

したがって、このような取扱いをすることは相当ではないと考えられますので、その旨ご理解いただきますよう、念のためお伝えするとともに、あたかも重点審議者を積極的に特定するための情報交換等については、弁護士会の活動としてはもとより、会員弁護士に対しても、そういった行為を控えるよう周知するなどしかるべくご配慮をよろしくお願いいたします。